

令和3年10月6日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,046
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 481,537
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,072	富士市 69,572	掛川市 31,345
伊東市 19,937	富士宮市 36,428	袋井市・森町 28,044
熱海市 10,743	静岡市葵区 70,817	磐田市 45,190
伊豆市 8,724	静岡市駿河区 58,434	浜松市中区 64,578
伊豆の国市 13,539	静岡市清水区 66,232	浜松市東区 35,370
函南町 10,605	焼津市 37,987	浜松市西区 29,707
三島市 30,447	藤枝市 40,079	浜松市南区 27,663
清水町・長泉町 20,400	牧之原市・吉田町 19,883	浜松市北区 25,606
裾野市 14,042	島田市・川根本町 29,019	浜松市浜北区 26,649
御殿場市・小山町 28,735	御前崎市 8,675	浜松市天竜区 8,048
沼津市 54,675	菊川市 12,399	湖西市 15,800